

— 目次 —

- 平成 30 年 7 月の税務
- 将来の年金額を増やすには

いつもお世話になっております。

梅雨明けの便りが各地から聞かれ、
いよいよ本格的な夏の到来ですね。

それでは、今月の【Abeam 通信】をお届けします。

平成 30 年 7 月の税務

7/10

- 6 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

7/17

- 所得税の予定納税額の減額申請

7/31

- 所得税の予定納税額の納付(第 1 期分)
- 5 月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 2 月、5 月、8 月、11 月決算法人の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 11 月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が 400 万円超の 2 月、8 月、11 月決算法人の 3 月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が 4,800 万円超の 4 月、5 月決算法人を除く法人・個人事業者の 1 月ごとの中間申告(3 月決算法人は 2 ヶ月分)<消費税・地方消費税>

- 固定資産税(都市計画税)の第 2 期分の納付

株式会社 アビームマネジメント
税理士法人アビームマネジメント

〒980-0014
仙台市青葉区本町 1-12-7-3F

TEL : 022-225-5090
FAX : 022-225-5091

E-MAIL :
info@abeam-m.co.jp

<税務/会計トピックス>

将来の年金額を増やすには

◆厚生年金加入者の増加

人生 100 年時代に備えて将来の年金額を増やす為、厚生年金に積極的に加入したり、年金の受給開始時期を繰り下げたりする人が増えているそうです。特に厚生年金の加入は国の予想を上回るペースであり、税制優遇措置の大きい個人型確定拠出年金（イデコ）の加入者も拡大しています。終身受けられインフレにも一定の対応がある公的年金を、長寿社会に向けた備えとして自ら上乗せを検討する人が増えています。

2016 年秋に年金制度が改正され 501 人以上の企業で週 20 時間以上勤務するパート等が厚生年金の加入対象者となりました。保険料負担を嫌って短時間勤務を選ぶ人が多いとみていた厚労省社会保障審議会は加入者の増加数に驚いたそうです。新規加入者 25 万人の予想を上回り、昨年末時点で 1.5 倍の 37 万人が新たに加入したからです。

労働政策研究・研修機構の調査でもこの改正で働き方を変えた人の 58%が手取りを減らさないよう時間延長をした上で厚生年金の加入を選んだと言う事です。

◆60 歳以降の働き方も変化

60 歳以降で 60 代前半の男性の就業者に占める厚生年金の加入率は、平成 12 年度の 51%から 16 年度は 67%となり 60 歳代後半も同 35%から 41%へと上昇しています。再雇用制度もあり定年後も働き続ける人は年々増えていますが「年金を増やせる働き方」を選ぶ人が増えています。企業には負担が増えますが、人手不足の中、人材確保の為に希望すれば受け入れる企業も増えています。

◆公的年金の繰り下げ支給

公的年金は原則 65 歳から受給できますが、70 歳まで受給を遅らせると 42%増額されます。平成 16 年度では新たに基礎年金の受給権を得た人の 2.7%が繰り下げを選択、2 年前の 2 倍弱となっています。しかし繰り下げ受給には 60 歳代後半を乗り切る資産や収入源等の準備も必要でしょう。

また、長期資産形成にはイデコも選択肢の一つです。掛け金を預貯金や投資信託で運用し掛け金は所得控除、運用益は非課税です。今年 3 月末の加入者は約 85 万人と 16 年末の 2.8 倍になっています。今までは個人からの掛け金拠出だけでしたが、この 5 月から社員 100 人以下企業の事業主は上乗せする事もできるようになりました。

◆◆あとかき◆◆

あっという間に、今年の半分が過ぎてしまいました。自分は この半年間何をしてきたのか、思い出そうとしましたが、正直なところ、はっきりしたものは何も浮かんできませんでした……。

ところで、毎朝、朝礼で年間目標を黙読しています。目標は、各人が 1 年間に達成したいこと、例えば旅行、仕事、趣味等々の実現を願って記載しています。

私の年度目標の 1 つに『〇〇試験合格』があります。（この目標を掲げて 3 年になります）今年こそ目標成就を目指し一段とギアを挙げています。ファイト！（心の中では……。）